

制度改正に伴う専門家派遣等事業

免税事業者とは

お取引
できません!!

と言われてしまう前に…

消費税適格請求書等保存方式

インボイス制度
セミナー

令和5年10月より適格請求書等保存方式（インボイス）制度が導入される予定です。

本制度のもとでは、登録を受けた事業者が発行する「適格請求書」の保存が仕入れ控除の要件となります。この適格請求書は課税事業者のみが発行できるため、適格請求書が発行できない免税事業者は、今の取引先から取引を避けられる恐れがあります。そうならないためにも本セミナーでは、インボイス制度の概要から実務の部分まで対応方法をわかりやすく説明します。

是非ご参加ください。 事前登録は、令和3年10月1日（金）から開始されます！！

●日 時 令和3年9月7日（火）13:30～15:00

●会 場 筑後商工会館 3階ホール 筑後市和泉118-1

●講 師 塩塚 修 氏（税理士 塩塚税理士事務所）

●受講料 無 料

●定 員 30名（申込先着順）

●主 催 筑後商工会議所

●お問合せ TEL:0942-52-3121

●お申込み 下記の申込みにご記入の上 FAX または E-mail にてお申し込みください

【セミナー内容】

- ◆インボイス制度とは
- ◆インボイス制度導入のスケジュール
- ◆免税事業者への影響と対策

筑後商工会議所 行 FAX:0942-53-6508 E-mail: info@chikugo.or.jp

【インボイス制度セミナー（9/7）】

事業所名	
所在地	〒
TEL	
E-mail	
受講者名	

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。